

午後1時08分 開会

議長挨拶

1 委員外議員について（資料1-1、1-2、1-3）

【中村委員長】 前回の本委員会での状況について、事務局に説明を求める。

【事務局次長】 前回の本委員会では、「自民党・新政クラブと公明党は、委員会全体で発言は3回まで」、「自由クラブは、委員会全体で発言は3回までに加え、1回の発言につき3項目まで、かつ、1回の発言は3分以内」、「日本共産党は、何らかの制限をつけることはやむを得ない」、「神奈川ネットワーク運動と虹の会は、現状どおり」、「立憲民主党は、発言は1分以内」とのことであった。

【中村委員長】 前回の本委員会での状況は、今説明させたとおりである。明後日、28日から委員会審査が始まるため、本日臨時に本委員会を開催しており、本日、結論を出したいと前回の本委員会で申し上げたところである。

それでは、会派内で意見をまとめてきていただいていると思うので、順番に聞いていきたい。

【井上委員】 自民党・新政クラブは、前回の意見と変わらず、委員会制度にのっとり、委員に委ねるとするのが筋だと思う。ただ、この場でそれを主張しても皆さんの合意が取れないと判断したので、公明党が提案していた委員外議員の発言は委員会全体で3回までという条件に賛成する。

【金原委員】 公明党は、基本的には、委員外議員の発言は委員会全体で3回までという意見であるが、時間を決めておかないと自分の主張などを長々と述べることも想定できるので、委員外議員の発言は委員会全体で3回まで、1回の発言は3分以内がよい。

【町田（零）委員】 自由クラブは、前回は委員外議員の発言は委員会全体で3回まで、1回の発言につき3項目まで、1回の発言は3分以内と提案したが、持ち帰り会派で検討した結果、3項目をどのように判断するかが難しいこともあり、また、この件に関しては議会改革について検討する組織が立ち上げられることから、本来はそちらで話し合うべきであり、そちらの組織で決まった結果で運用すればよいのではないかという意見もあったが、委員長が冒頭述べたとおりこの件に関しては、本委員会で繰り返し話し合われており、本日結論を出すということを踏まえつつ、委員外議員の発言は委員会全体で3回まで、1回の発言は3分以内という意見にまとまった。

【堀口委員】 日本共産党としても、発言回数が多い委員外議員が一部いることは認識しているが、ほとんどの他市議会では発言の制限をしていないこともあり、もっと慎重になるべきだと思う。先ほど委員長が述べられたが、明後日から委員会審査が始まる。皆さんから提案のある、委員外議員の発言は委員会全体で3回まで、1回の発言は3分以内という運用を今回の定例会に限り、一度実施してみることが必要だと思う。先ほど町田（零）委員も述べていたが、議会改革について検討する組織が立ち上がる予定であるので、その組織でもこの問題についてはしっかりと議論をしていく必要があると思う。

【布瀬委員】 神奈川ネットワーク運動は、今までどおりの運用を希望する。今の本市議会は所属議員が2人の会派が多いため、全ての委員会に会派所属委員を出せない状況があり、議会の様々な委員会の審査に加われない。委員会に付託しているので、委員が審査することはもちろんだが、いろいろな異なる視点もあることから、質疑したいことが発言できない状況については懸念がある。しかし、今回のこの議題が上がった背景として、委員外議員の発言が非常に多いことは認識しているので、もう一度、発言は簡潔にということ各議員に伝えた上で、現行どおり運用していくことを望む。

【石田委員】 虹の会は、何らかの規制を設けることは、これだけ課題を提起している会派、議員がいる状況であるから、かたくなにそれを拒むことは難しいと思う。虹の会としては、やるべきではないという意見に変わりはない。ただ、これだけ問題提起をされているので、考える必要がある。委員会によっては、限られた会派の委員しか所属できておらず、所属していない会派の議員が、議論に参加できない状況がある。限られた会派で議論される状況を回避するため、委員外議員が発言でき、公平性を担保しているという内容が、納得のいく説明だと思う。これまでの運用を変えるにしても最低限である必要があると思う。委員外議員の発言は委員会全体で3回まで、1回の発言は3分以内と、ルールとして決めるのは、やり過ぎと思う。また、委員外議員の発言をなくすという自民党・新政クラブの主張も極端と思う。考えられるとすれば、発言は簡明なものとするのが決まっているので、1回当たりの発言時間を限定していくところまでではと思う。予算や決算の審査項目は数多くあるので、無制限に発言することはよくないと思うが、今までどおり運用していけないか。その代わり、発言の時間に関しては、努力規定で3分以内とするなど、制限は段階的に実施していく必要があるのではないか。抑制的なルールを考えていくことに関しては、譲歩してもよいと考えている。

【北島委員】 立憲民主党は、1事業につき発言は1分以内で簡潔に発言していただくことが一番だと思っている。発言回数を制限すると、委員外議員とはいえ、しっかりと調べて質問したい項目があり、委員会内で出なかった質問に対して、どうしても聞きたい部分で、簡潔に発言することによって時間短縮できるよう管理してもらえば長引くこともないと思う。ただ、無制限に発言を許可してしまうと、委員会として機能しなくなってしまうおそれがあるので、委員外議員の発言はある程度の規制を設けて許可することが一番だと思う。

【中村委員長】 自民党・新政クラブ、公明党、自由クラブは、委員外議員の発言は委員会全体で3回まで、1回の発言は3分以内とまとまった。日本共産党は今回の定例会に限り、委員外議員の発言は委員会全体で3回まで、1回の発言は3分以内の運用を実施することに合意したということか。今回はこの運用で実施し、その上で問題があればまた話し合うということか。

【堀口委員】 委員外議員の発言は委員会全体で3回まで、1回の発言は3分以内という意見が多かったが、過去の記録を調べると、委員外議員で3回以上発言しているのは一部の議員だった。本来は制限がなく、議員が自覚して発言すべきという考えが根本にあるが、今回一度運用を実施してみることも、こちらの妥協案としてある。

【中村委員長】 基本的には、問題があれば変えていくべきであり、1回決めたらずっとそのままということではないが、今回は1つの結論を出さなければいけない。そして、布瀬委員、石田委員、北島委員の3人の意見は、基本的に前回と同じである。何らかの制限と言っているが、この議論に関しては話し合いを5回行っている。ここでまた最初からやり直すのではなく、明確な提案があるなら出してほしいが、ここからまた全然結論が出ていない提案をされても、基本的に3人の意見は大きく変わってはいないと思う。したがって、ここで決を採る。

【石田委員】 今の委員長の発言には誤りがある。こちらの意見が大きく変わっていないと述べられたが、虹の会は、これまでは運用を変えるべきではないと主張をしてきたが、今回は譲歩してもよいと述べた。ただ、発言は委員会全体で3回まで、1回の発言は3分以内という運用は極端であるから、発言回数の制限を加えないで、発言の時間だけ制限すると述べている。

【町田（零）委員】 決を採ることに異論はないが、委員外議員の発言は委員会全体で3回まで、1回の発言は3分以内という運用をまずは1回実施してみるという日本共産党の提案に、自由クラブは賛成する。今回の定例会で一度その運用を実施してみることでどうか。

【中村委員長】 委員外議員の発言は委員会全体で3回まで、1回の発言は3分以内ということで合意が得られれば、その運用について実施してみて問題があればまた考えるというのは、次の話である。この運用で大まかに合意しているのは、日本共産党も含めると4会派である。委員外議員の発言は委員会全体で3回まで、1回の発言は3分以内の運用には反対であるが、何らかの制限はかけてもよいという会派が3会派である。何らかの制限をかけるということについては、今議論している運用が否決されたときに考えてはどうか。

【北島委員】 立憲民主党は、何らかの制限ではなく、1事業につき1分以内と述べた。

【中村委員長】 本件については、本日の本委員会までに5回議論をしており、本日は各会派が検討してきたことを述べ、決を採るということを前回の本委員会で私から述べた。

【石田委員】 本日の本委員会で決を採るということに合意しているわけではない。

【中村委員長】 委員会で決を採ることは委員長が決めることである。したがって、一人ずつ決を採っていく。

【石田委員】 委員長……。

【中村委員長】 発言を許可していない。一人ずつ決を採っていく。

【石田委員】 発言を遮り決を採るということか。

【中村委員長】 もう発言をしたのではないか。先ほどと違う発言であれば許可する。

【石田委員】 決を採る場合には、議論の回数を重ねればよいというわけではないと思う。歩み寄りはまだ見られないということか。

【中村委員長】 見られない。

【石田委員】 虹の会としては、先ほど歩み寄ったばかりである。その歩み寄りを無視して決を採ることは、過去の申合せ内容とは異なる運営をしていると思う。本件に関して他の委員の意見を伺いたい。

【中村委員長】 ここで決を採ることに反対の委員はいるか。

【北島委員】 確認であるが、先ほど町田（零）委員が述べたとおり、今回の定例会に限り試してみるのが。それとも先ほど委員長が述べたとおり、今回決めても、問題があれば変えていくのが前提なのか。微妙にニュアンスが異なる。

【井上委員】 1度実施してみて、何かあれば問題提起してもらい、議論して結論を出せばよい。また、議会改革を検討する組織が立ち上がることが決まっているので、そこで議論していくことも言及している。明後日からの委員会審査をどのように進行するかが今の課題であるから、今回は、委員外議員の発言は委員会全体で3回まで、1回の発言は3分以内という運用で、ひとまず合意を取ってはどうかというのが、町田（零）委員の意見であったと思う。実施してみて、問題が出れば、次の本委員会や4月頃に立ち上がるであろう議会改革を検討する組織等で発言していただきたい。改革の余地はまだあるわけであるから、ひとまず今定例会をどう進行するかを決めなければいけない。以前、発言を無制限にしていた時代は、審査を終えるのに夜中までかかっていた。今回は予算審査であり、時間を要するという前提の下、問題提起されているので、ひとまずこの運用で1回実施するということで合意が取れるのではと思うがいかがか。

【布瀬委員】 今回は実施するという井上委員の意見であるが、今から決を採って決めようとしている内容は、今定例会に限っての運用ということで理解してよいか。

【井上委員】 当面はそうだと思う。ただ、その運用で何か問題が出たときには、次回の本委員会で問題があると誰かが提案すればよいのではないか。委員会制度を採用しているわけであるから、本来

の考え方としては違う。ただ、本日結論を出さなければいけないし、明後日から委員会審査が始まるため何かの結論をもって先に進めなければいけないのであれば、この運用で1回実施してみることが合意点となり得ると思う。

【中村委員長】 問題があれば直していくものである。したがって、今回に限った運用であると決めずとも、本日の本委員会の審議で問題があると感じる委員がいるならば、次の本委員会で話合いがされるわけである。何も問題がないのに話すということもない。問題があれば変えていくという事は前提である。ただ、幾度も議論を重ねてきて、まだ実施してもいないのに、次の定例会でもう一度議論することを事前に決めておくというのは、議会の結論としておかしいと思う。

【町田（零）委員】 提案者としては、今定例会に限り、委員外議員の発言は委員会全体で3回まで、1回の発言は3分以内という運用で実施してみる。それで問題があれば、6月定例会で意見が出てくると思うが、問題があれば変えるのは、今までの一般規則と同じであり、その考え方は正しい。ただ、今の私の提案は、本日結論を出さなければならないので、今定例会に限りこの運用で実施してみることである。3回が多いのか少ないのか、また、3分が長いのか短いのか根拠がない。さらに、私の提案の運用だと、発言は3回まで、1回の発言時間は3分以内であるから合計9分ある。9分を目いっぱい使う議員がどのくらいいるかも不明である。予算審査の委員会以上に委員外議員の発言が多くなる委員会はないと思うので、まずこの運用で実施してみてそれを根拠にして6月定例会で正式に決定でもよいし、議会改革を検討する組織の結論を待ってもよいと思う。したがって、ひとまず今定例会ではこの運用で実施してみるという点が大切である。その点を委員長には酌んでいただければと思う。委員長の述べたことはそのとおりであるし、議論を打ち切り採決するのも、委員長の専権事項であるから、委員会の進め方に問題はないが、私の提案としては今定例会に限り委員外議員の発言は委員会全体で3回まで、1回の発言は3分以内という運用で実施してみるということである。

【金原委員】 常任委員会の委員長として、委員外議員の発言に関して制限が定まらなると不安を感じる。

各議員の気持ち次第でどのくらい時間がかかるか分からないので、発言は3回まで、1回の発言は3分以内という制限は必要だと思う。

【中村委員長】 町田（零）委員の提案である、委員外議員の発言は委員会全体で3回まで、1回の発言は3分以内という運用を今定例会に限り実施するという事には皆さん合意できるか。また、問題があれば、6月定例会でもう一度議論するという事でよいか。

【布瀬委員】 今の委員長の発言の確認をしたいが、今定例会に限り実施してみるとのことであるが、問題がなければ、もう一度本委員会で話し合うことはしないということか。

【中村委員長】 今回実施してみて、皆さんの中で問題を感じる委員がいるのであれば話合いがされるであろうが、誰も問題を感じなければしいと思う。

今定例会に限り、委員外議員の発言は委員会全体で3回まで、1回の発言は3分以内という運用について、合意できるなら決は採らないが、得られないのであれば決を採る。石田委員はいかがか。

【石田委員】 立憲民主党が主張している、1事業につき発言は1分以内で簡潔にという内容であれば、神奈川ネットワーク運動も日本共産党も同意できると思う。しかしそれに他の会派が同意できないのであれば全会一致にはならないが、少なくとも、これまでは運用を変えるべきではないと主張していた会派からの折衷案の提示があるならば、全会一致で進めることができるかもしれないのではないか。

【中村委員長】 今、町田（零）委員からの折衷案が提示され、石田委員以外は合意できている。発

言は3回まで、1回の発言は3分以内の運用で今定例会に限り実施してみるということで、今、石田委員以外の皆さんと合意をしていて、もし石田委員が合意できるのなら、全会一致ということで今回結論づけたいと思う。一致できないのであればここで決を採る。

【布瀬委員】 北島委員は合意しているのか。

【北島委員】 している。

【中村委員長】 合意している。

【石田委員】 私にとっては急な展開であるので、この案に同意することで、どう影響が出てくるか考えているが、町田（零）委員が折衷案を提案し、運用を変えることに反対していた会派も譲歩しているということは考慮しなければならないので同意する。

【中村委員長】 全会一致であるので、委員外議員の発言は委員会全体で3回まで、1回の発言は3分以内、今定例会でひとまず実施してみるということである。今後、この運用に問題があると感じた場合は提案してもらいたい。一つの委員会単位で、委員外議員の発言は3回まで、1回の発言は3分以内である。

【石田委員】 次回の6月定例会では元の運用に戻るのではなく、何も問題がなければそのままの運用となるということか。

【町田（零）委員】 コロナ対応のときを思い出してほしい。換気のためにドアを開けたり、市側の出席者を制限したりしていたが、あの運用は定例会ごとに本委員会の委員長が確認を取っていた。この運用で行うと、今定例会に限り委員外議員の発言は3回まで、1回の発言は3分以内の運用にし、6月定例会ではそのときの本委員会の委員長も委員も替わっているかもしれないが、本委員会で、問題がなければ前回どおりの運用でよいかと提案がある。そこで問題がなければ当然その運用が続く。一方、何か問題があるならば、問題があると感じた委員が問題提起するということである。次回、この運用を続けることについて何も聞かれないとなると永続的なことになってしまうので、今定例会に限って一度運用を実施してみることにした。したがって石田委員が合意した内容で問題ない。

【石田委員】 6月定例会を、もう一度この運用で実施するなら、改めて議論し、全体で合意を取るもしくは決を採るなどし、方向性を決めなければ新たな運用にはならないという理解でよいか。

【中村委員長】 そうである。

それでは、かなり長い間議論してきたが、ひとまずここで一つの結論を得た。今定例会はこの運用で実施してみて、問題があると思う委員には今後問題提起してもらいたいと思うが、私から最後に言っておきたいことがある。この運用に問題があると思っている委員の意見は、委員外議員も議員なのだから委員会で発言ができるべきということが前提になっているようである。議員は確かに議会で発言できる。しかし、根本的に委員でない議員は委員会では発言できない。そうしたことを踏まえて次は議論してほしい。

## 2 議員以外の会派控室への立入り等について

(1) —①防犯カメラ設置の市側への申入れに関することについて

(1) —②守衛配置の市側への申入れに関することについて

【中村委員長】 前回の本委員会での状況について、事務局に説明を求める。

【事務局次長】 前回の本委員会では、(1) —①防犯カメラ設置の市側への申入れに関することについては、提案者以外に賛成が2会派、消極的又は反対が4会派であった。(1) —②守衛配置の市側への申入れに関することについては、反対の会派はなく合意した。このことから、1点目の(1) —①

防犯カメラ設置の市側への申入れについては、今後の継続審議とされた。2点目の(1)―②守衛配置の市側への申入れについては、具体的に、いつ・どこに・どのくらいの時間に守衛を配置するかということ協議するため、各会派に持ち帰っていただいている。

【中村委員長】 今、事務局から説明したとおり、(1)―②守衛配置の市側への申入れについては前回合意したので、本日は、「いつ・どこに・どのくらいの時間」ということを具体的に協議し、市側への申入れ内容を決めたい。

それでは、具体的な申入れ内容について、会派内で意見をまとめてきていただいていると思うので、「いつ・どこに・どのくらいの時間」の3点を具体的に各会派順番に聞いていきたい。

【北島委員】 立憲民主党は、「いつ」ということに関しては、議会の始まる9時から原則17時とし、本会議や委員会が延長となった際は、その都度調整するのがよいと思う。本会議中や委員会中には、会派控室より、議事を行っている部屋を守っていただき、休憩中等には、会派控室の入口をしっかりと見てもらいたい。期間は、本会議や委員会等、議事を行う日程に限り対応いただきたい。

【石田委員】 虹の会としては、今回課題として提示されたように、賛否が伴うような議案が委員会や本会議で行われる際に反対の主張がなされることがあると思うので、守衛を配置するのは委員会が開催される日とし、委員会開催中は全員協議会室の近くにいていただき、委員会閉会後は議員控室の通路にいていただく。本会議場の場合、開催中は既に議場に守衛が配置されている。休憩中等には控室の前の通路に移動してもらうような運用にすれば、最低限の人員費で済むと思う。

【布瀬委員】 神奈川ネットワーク運動としては「いつ」に関しては、議会の開催日とする。「どこに」に関しては、控室の入口付近とする。「どのくらいの時間」に関しては、基本9時から17時とし、委員会や本会議が延びたときには延長することとする。

【堀口委員】 日本共産党としては、議会中、議会がある日に守衛を配置することがよいと思う。入口付近にずっと立ってもらうのは、時間的に長時間で大変だと思うので、守衛が閉庁日などに机と椅子を配置し、座った形で、立入禁止区域を示しているが、それと同じように座った状態で見ただければと思う。また、守衛を議会に一人専属配置としないために、委員会や本会議の休憩中には、議員控室の入り口付近に来てもらい、それ以外のときは、本会議であれば議場にいていただき、運用しやすいようにしていければと思う。

【町田(零)委員】 自由クラブとしては、現在守衛が配置されている本会議の時間に加え、委員会の会議中にいていただきたい。ただ、原則本会議と委員会の開議中とし、最終的な要否は議長が決めるとしてはどうかと思う。委員会であれば、広報委員会に守衛が必要かどうかの判断であったり、明らかに傍聴者が来ないであろう日程にも常に守衛を必要とするか、今までの意見でもあったが、休憩に入るタイミングで来てもらえばよいのではないかなど、いろいろなパターンがあると思う。

したがって、一律には決められず、ずっと守衛にいてもらうのもお金が無駄になるので、最終的には議長が守衛の配置を決めた日とするのはどうか。ただ、原則としては本会議と委員会の開議中とすればよいと思う。

【金原委員】 公明党としては、会議の開催中に議員控室付近に立ってもらうということでよい。

【井上委員】 自民党・新政クラブとしては、守衛を会議中ずっと拘束することは想定していない。議長の要請により配置してもらえばよいと思う。どのようなときに必要かというのは大体予想がつく。その都度議長の要請で配置してもらえばよい。議会のために一人雇うとなると人件費もかかってくるので、今の守衛の運用の中で、議長が必要と考えたときに要請して、部屋の前に立ってもらったり委

員会開催中に部屋の中にももらったりという運用でよいと思う。

【中村委員長】 いろいろな意見があり、「いつ・どこに・どのくらいの時間」ということも、かなり抽象的な質問であるので、答えていただき感謝申し上げます。委員長からの一つの提案として、これに決めてほしいということではないが、「いつ」ということに関しては、常任委員会、特別委員会が開かれる日。「どこに」ということに関しては、控室エリアの入り口の「議員にご用の方は事務局にお申し出ください」と札が立っている辺りにいていただく。「どのくらいの時間」については、委員会の開会中、ただし議会が依頼した場合は、守衛は議員控室エリア入口から全員協議会室に移動してもらう。何人も議会エリアに配置してもらうことはできないと思うので、委員会の開会中に議員控室エリア入り口で通常は見てもらうが、もし全員協議会室の中で守衛が必要だと委員長が判断したときは移動してもらう。本会議については、今、議場の傍聴席に守衛が入っているので、同じような形で運用できるのではないかと思う。ひとまずこのような形で申し入れてはどうかと思うがいかがか。

【石田委員】 委員会に関しては、委員長が述べた運用でよいと思う。本会議に関しては、今のところ休憩中に控室の入り口に立ってもらう運用はしていないと思うので、本会議開催中に関しては、議員控室通路入り口のところにいてもらうようにすれば安心だと思う。これに関しては自民党・新政クラブから出ている提案なので、自民党・新政クラブがこれなら安心できるという提案があれば、基本的にはそれでよいと考えている。

【中村委員長】 基本的には市側に申し入れないといけない。

【井上委員】 セキュリティーは大事だが、人件費などいろいろなことを考えたときに、議長や委員長が必要であると判断されたときに、しっかり守ってもらえる体制であれば、委員会などが開催されているときに常時守衛がいる必要はないとも思う。例えば、10分ぐらいで終わる本委員会もある。そういったものは除外して構わないと思うし、そこは議長、委員長の運用の中で適切に判断していただければよいと思う。

午後1時48分 休憩

午後1時56分 再開

【中村委員長】 市側への申し入れについては、定例会中の常任委員会、特別委員会開会中に、議員控室入り口付近にいていただき、委員長あるいは議長から要請があった場合には全員協議会室に移動する、という対応ができるかどうか申し入れるということによろしいか。

全 員 了 承

【中村委員長】 それではそのようにお願いします。

【布瀬委員】 先ほど石田委員が発言していた、本会議の休憩中は控室前付近にいていただくという話はどうか。

【中村委員長】 今のところ本会議は、傍聴席にはいるが議員控室付近にはいない。それでは、本会議の休憩中において、開会中に傍聴席にいる守衛に、議員控室入り口付近に移動してもらうことについても市側へ申し入れることとするがよろしいか。

全 員 了 承

【中村委員長】 それではそのように決定する。

(2) 議員以外の会派控室への立入りにおけるルールづくりと議員の責任について

【中村委員長】 次に(2) 議員以外の会派控室への立入りにおけるルールづくりと議員の責任について、前回の状況に関して事務局に説明を求める。

【事務局次長】 前回の本委員会では、(2) 議員以外の会派控室への立入りにおけるルールづくりと議員の責任について次のような意見があった。「掲示物や張り紙を工夫する」、「既に掲示物や貼り紙はあるので、これ以上見やすいようにというのは難しいのでは」「応接室が空いている場合は、来客は応接室で対応する」、「事務局が来客を伝えに控室に来たら、議員は事務局の前まで必ず迎えに行き、帰りも事務局の前まで必ず議員が送る」、「事務局の前に守衛が立つ」、「議員が責任を持つ」などであった。このことから、具体的なルールについて本日協議を行うこととし、各会派に持ち帰っていただいている。

【中村委員長】 このことについても、新しくルールをつくるというよりは、これまでの運用を確認する形になるかと思うが、今、事務局から説明した内容で大体の意見は出ていると思うが、まず原則として応接室が空いているときは応接室を使う。ただし、応接室が一部屋しかないので、応接室が空いていないときは、控室でよいが、その場合は、議員控室エリア入り口の看板が立っているところまで議員が迎えに行き、来客を議員控室までお連れし、話が終わったら、迎えに行ったところまでお送りする。要するに廊下を議員以外の人が一人で歩かないようにするということである。基本的にはそのお客様をお呼びしている議員が責任を持って、最初から最後まで対応することであると思う。他に何か皆さんから意見はあるか。

【石田委員】 基本的には応接室を使い、空いていない場合には議員控室を使うということであるが、これまではあまり応接室を使用することを想定していなかった。控室に資料などがあり、資料を渡したりすることも想定される。絶対にまず応接室を使うべきという運用は少し固い感じがする。

【中村委員長】 原則としてではどうか。原則として応接室を使うが、原則であるわけだから、どうい場合が例外かと別に定めておくわけではないが例外がある。しかし、もし議員控室に来客を入れる場合は、きちんと最初から最後まで、来客を招き入れた議員が責任を持って議員控室までお連れし、帰りも送り届け、議員控室の廊下を議員以外の方だけで歩かないようにする。この議員以外の方というのは、必ずしも一般市民だけではなく、自分が所属している政党の例えば県議会議員や国会議員、その方の秘書、あるいは元議員も含める。そのような運用でよろしいか。

【石田委員】 そのような原則で間違いはないと思う。たまにトイレに行きたい、飲物を買に行きたいと来客から希望がある場合がある。この間、私も控室に来客をお連れする際、控室エリア入り口までお迎えし、帰りも同じところまでお送りすることを徹底するようにしていたが、トイレまでついていくのは難しいと思った。もちろん今、細かいところまで決める段階ではないと思うが、基本的に、来客を控室へお連れするときとお帰りの際にはしっかりついて行くということで理解した。

【中村委員長】 控室エリアのトイレは議員トイレであるので、来客にはエレベーターホールの横のトイレを案内し、議員はエレベーターホールまで一緒に案内してそこで待つようにすればよいのではないか。そうすれば、トイレから出てくれば再度案内ができる。原則先ほど申し上げたように、議員以外の方だけで廊下を歩く状況がないようにするというを前提に考えていただければ、個別具体



的なことを言わなくても分かると思う。

それでは、今の議論で確認したことを徹底するようにお願いするがよろしいか。

全 員 了 承

【中村委員長】 それではそのように決定する。

### 3 その他

【中村委員長】 ほかに皆さんから、何かあるか。

【堀口委員】 先ほど委員外議員についての議題の中で、井上委員の発言で、以前、委員会が夜遅くまで時間を要していたという話があったが、委員外議員の発言が多かったため夜遅くなっていたというような捉え方になってしまっていると思った。遅かったのは確かに事実であり、今は大分短縮されているが、そういうつもりで言われたのかを確認したい。

【中村委員長】 今の堀口委員の発言は、先ほど井上委員が、夜遅くまで委員会が開催されていたということを、委員外議員の発言に関する議題の中で発言されたので、委員外議員の発言が多かったから会議がそこまで長くなったと聞こえたが、そういうつもりで発言したわけではないということでしょうか、ということか。

【井上委員】 そういうこともあったと認識している。委員外議員の発言に関する議論が発議されたときは、まさにそのとおりの状態であった。最初に私が発議したとき、特に文教市民経済常任委員会における決算審査のときはそのような状態だったと認識している。

【中村委員長】 ほかに皆さんから、何かあるか。なければ、これで閉会する。

午後2時04分 閉会